

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 千加士



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 平成30年10月 3日

許可の有効年月日 平成37年10月 2日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃ポリ塩化ビフェニル等、
ポリ塩化ビフェニル汚染物 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成25年10月 3日 新規許可、
平成30年10月 3日 更新許可、
平成30年11月15日 優良基準適合、

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
丸両自動車運送株式会社 殿

平成30年 9月 6日付けで許可申請のあった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、次のとおり許可します。
なお、事業の運営にあたっては、下記留意事項に注意して行ってください。

平成30年11月15日

奈良県知事 荒井正吾



1. 事業の区分、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類等

事業の範囲	事業の区分	積替え保管を含まない		
	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物 以上9種類		
許可番号	02950002267	許可期限	平成37年10月 2日	

留意事項

- 1 事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ、指示を受けること。
- 2 許可を更新する場合は、許可期限までに更新許可申請を行うこと。
- 3 住所、氏名、役員、車両、車両保管場所等を変更したときは、10日（法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に所定の手続きをすること。
- 4 事業場ごとに帳簿を備え、法に定められた事項について毎月末までに前月分を記載し、1年ごとに閉鎖し、その後5年間は保存すること。
- 5 運搬車両の保管場所は、
静岡県静岡市清水区横砂西町10-6、静岡県静岡市清水区横砂西町1200-3、-4、-5、-14、1201-1
- 6 運搬車両は、
静岡100か3608、静岡131く55、静岡100か3846、静岡100か5108、静岡800か1563、静岡800か1774、静岡800き111、静岡100か5946、静岡100か5975、静岡100か6141、静岡100か6326、静岡100か6560、静岡100か4634、静岡11を1169、静岡11を2432、静岡100え682、静岡100え879、静岡100え441、静岡100え601、静岡100え611、静岡100え1039、静岡100え1058、静岡100え1059、静岡88を203、静岡88を232、静岡800え150、静岡800え166、静岡800え170、静岡130こ31、静岡130を32、静岡130く81、静岡130い166、静岡130か168、静岡130い189、静岡100え1403、静岡132か33、静岡131け35、静岡130い82、静岡130え160、静岡130い161、静岡100え1501、静岡100え1719 以上42台

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。